

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）に基づき、有明教育芸術短期大学（以下、「本学」という。）において実施する免許状更新講習（以下、「更新講習」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本学における更新講習は、教諭及び養護教諭が最新の知識及び技能を修得し、その資質の向上を図り自信と誇りを持って教壇に立ち、幼児、児童、生徒の教育に資することを目的とする。

(実施組織)

第3条 本学に、更新講習の企画、実施運営にあたり、免許状更新講習実施委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学科の教員から選出された者 2名

(2) 事務局長

3 委員会に委員長を置き、学長が任命する。

(更新講習の担当講師)

第4条 更新講習の担当講師は、教育職員免許法第9条の3第1項第2号に該当する者に、学長が委嘱する。

(専任教員の責務)

第5条 本学の専任教員は、委員会が企画し、教授会が承認した更新講習の実施に協力する責務を負う。

(個人情報の保護)

第6条 更新講習の実施に際して取得した個人情報は、実施の必要に限り使用するものとし、その個人情報を漏洩し、又は第三者に提供してはならない。

2 取得した個人情報は、更新講習の修了証明書又は履修証明書を発行した年度の3月31日から3年間保存し、当該期間経過後、廃棄する。

(担当事務部局)

第7条 更新講習に関する事務は、事務局が担当する。

(更新講習の経費)

第8条 更新講習の実施に要する経費は、受講者の納入した受講料をもってこれに充てる。

2 委員会は、更新講習の実施後、収支報告書を作成し学長を通じて理事会に報告する。

(更新講習の実施内容)

第9条 更新講習の実施内容については、第1条に掲げた免許状更新講習規則第4条の定めるところによる。

(更新講習の実施方法)

第10条 更新講習の実施方法については、別に定める実施細則による。

2 委員会は、更新講習の実施運営にあたり、必要な事項を別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行なう。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。